

声明

石木ダム事業認定に抗議し建設中止を強く求める

2013年9月12日

長良川市民学習会 (代表 粕谷志郎)
導水路はいらない！愛知の会 (共同代表 加藤伸久・小林収)
徳山ダム建設中止を求める会 (代表 上田武夫)

2013年9月6日、九州地方整備局は、石木ダム建設事業について、強制収用の前提となる事業認定処分を行った。この強権発動に対し、断固抗議する。

私たちは、これまで木曾川水系の河口堰・ダムを見つめてきた。莫大な費用をかけたそれらが、治水・利水両面で何の役にも立たないだけでなく、大きな自然破壊と財政危機をもたらすことを、はっきりと知っている。

石木ダム事業においても、それは明らかである。

事業認定に先立つ公聴会（2013.3.22-23）において、事業者・長崎県の論理は、石木ダム建設に反対する地権者及び市民によって完全に論破されている。石木ダムは作るべきではない。

社会資本整備審議会公共用地分科会（2013.6.7）での各委員の意見は、「自治体が過去に見積もった水需要が実態と乖離し、財政処理に困っている例も見られる」「利水起業者が、将来にわたって事業費を負担することが可能なのか」「人口が全体として減少する中では、最終的に企業のためだけという形にみられてしまう」「用地の取得状況について、ダム事業にしては、未買収の率が高い」「山林の保水力を鑑みれば・・・今後の洪水・利水対策などの議論で、もう少し深く議論する必要がある」というもので、事業認定を妥当とする結論とは真反対のものであった。土地収用法20条該当性は、実質的には否定されているのである。

強制収用の対象とされようとしている川棚町川原地区では、13世帯の人々が日々の暮らしを営みつつ、30年以上にわたって石木ダム絶対反対を貫いてきた。その意志は微動だにしていない。

九州地方整備局告示は、川原地区13世帯が石木ダム絶対反対で固く団結して暮らし続けているという事実、事業者が強制収用に突き進めば警察権力の介入による強制代執行に至る可能性があることを無視している。国土交通省は、事業者・長崎県によるそうした暴挙なくしては決して作ることはできない石木ダムに、補助金を投入するのか。

治水・利水の両面において、石木ダムは中止されるべきムダダムそのものである。

国土交通省は、全国の納税者が納めた税金を補助金として事業者・長崎県に交付してはならない。事業者・長崎県は、直ちに石木ダム事業の中止を決断せよ。

私たちは、石木ダム絶対反対同盟、石木ダム建設反対長崎県民の会をはじめとする、現地及び全国の心ある市民と連帯し、人の暮らし、自然生態系、そして財政を破壊するダム建設を許さないたたかいを今後も進めていく決意である。

以上